



## 第 2 章

---

### 施策の展開

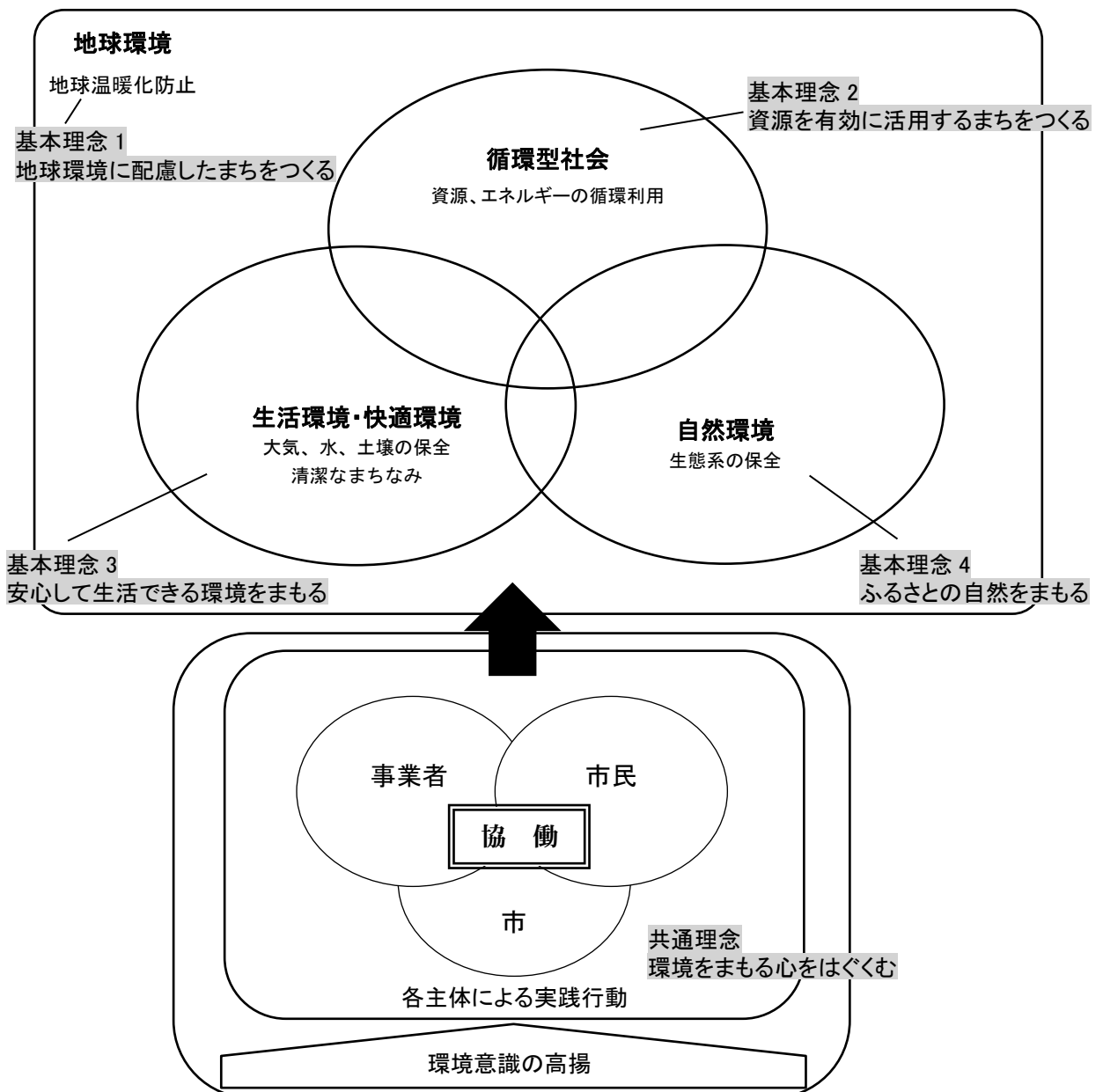
---

## 1 計画が目指すもの

「第二次塩尻市環境基本計画」は、第五次塩尻市総合計画の目指す都市像「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」の実現に向けた施策・事業を環境面から推進する役割を担っています。環境面から都市像の実現を図るため、次の共通理念及び4つの基本理念を重点にし、施策を行っていきます。

### 塩尻市環境基本計画の基本理念

- 共通理念 環境をまもる心をはぐくむ
- 基本理念1 地球環境に配慮したまちをつくる
- 基本理念2 資源を有効に活用するまちをつくる
- 基本理念3 安心して生活できる環境をまもる
- 基本理念4 ふるさとの自然をまもる



## 2 共通理念・基本理念設定の背景

共通理念：環境をまもる心をはぐくむ 対象領域：「環境学習・協働」 (19 ページ～)

### ○ 共通理念設定の課題と背景

- ・今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、4つの基本理念の目指す姿の実現につながる横断的施策として、「環境学習・協働」の取り組みを進める必要があります。
- ・第二次塩尻市環境基本計画に基づく環境学習や啓発の結果、環境問題に関する知識や関心が高まっておりますが、実際の活動に結びつくような情報の発信を行う必要があります。
- ・環境イベントの内容や開催方法の改善により、市民の更なる理解と関心を深める必要があります。
- ・多様な主体により開催される講座や学習会並びに体験学習等をより充実させる必要があります。
- ・市民、自治会、NPO、任意団体等との協働により実施する環境美化活動を更に充実させる必要があります。

### 基本理念 1：

#### 地球環境に配慮したまちをつくる

対象領域：「地球環境」 (24 ページ～)

### ○ 基本理念設定の課題と背景

- ・二酸化炭素等の温室効果ガス排出量増加による地球温暖化が進行するなか、海面上昇をはじめ農作物や生態系への影響等が観測されており、温室効果ガス削減の取り組みを推進する必要があります。
- ・温室効果ガスの排出が少ない、\*再生可能エネルギー等の有効活用を推進する必要があります。

### ○ 基本理念の目指す姿（目的）

- ・生活の豊かさをも実感できる\*低炭素社会を構築
- ・二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない生活へ転換されています。
- ・再生可能エネルギーの\*地産地消等、地域資源を活用したエネルギーの利用がされています。

### ○ ポイント

- ・低炭素社会実現のための取り組みを位置づけます。
- ・省資源・\*省エネルギーの着実な推進
- ・再生可能エネルギーの導入拡大

### 基本理念 2：

#### 資源を有効に活用するまちをつくる

対象領域：「循環型社会」 (29 ページ～)

### ○ 基本理念設定の課題と背景

- ・過去における大量生産・大量廃棄への反省のもと、排出ごみの再利用・再資源化「物質の循環」を進め、有効活用を促進する必要があります。
- ・森林や農地が持つ二酸化炭素の吸収力や水分保持機能「自然の循環」を有効活用する取り組みを推進する必要があります。

### ○ 基本理念の目指す姿（目的）

- ・持続可能な循環型社会を構築
- ・ごみの\*3R運動が推進されています。
- ・森林や農地が持つ\*多面的機能が保全、整備されています。
- ・地域資源等が域内で循環する仕組みが進められています。

### ○ ポイント

- ・持続可能な循環型社会実現のための取り組みを位置づけます。
- ・「物質の循環」…ごみの発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進
- ・「自然の循環」…森林や農地が持つ多面的機能の保全や整備、地域資源等の利活用による\*環境負荷の低減、地域社会の活性化

### 「塩尻市地球温暖化対策実行計画」 （地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編））

○地球温暖化問題に対し積極的かつ効率的に取り組むための計画

(51 ページ～)

○ 共通理念の目指す姿（目的）

市民の環境意識向上と市民・事業者・市の協働による環境保全

- ・あらゆる世代に対し、環境情報の提供がされるとともに、環境学習や体験機会の場が創出されています。
- ・様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されています。

○ ポイント

市民の環境意識を高めるとともに、協働により環境を保全するための取り組みを位置づけます。

- ・市民一人ひとりの環境意識の向上
- ・協働による環境保全（「知っている」から「している」へ）

**基本理念 3：**

**安心して生活できる環境をまもる**

**対象領域：「生活環境・快適環境」（37 ページ～）**

○ 基本理念設定の課題と背景

- ・安心して暮らせる住環境を維持するには、水資源の保全や公害発生を未然に防止する必要があります。
- ・美しい景観を保全するためには、ポイ捨てや不法投棄を防止する必要があります。
- ・人の生活・健康を守る点においても自然環境の保全が極めて重要な要素であるので、身近な環境安全への取り組みを継続する必要があります。

○ 基本理念の目指す姿（目的）

安全、安心、快適な生活環境の保全

- ・水資源及び水環境が持続的に保全されています。
- ・大気等を定期的に監視、調査し、万一の際には迅速な対応策が取れる体制が構築されています。
- ・不法投棄やポイ捨て等が減少しています。
- ・空き地、空き家等が適正に管理されています。
- ・美しい都市景観及び街道景観が形成、保全されています。

○ ポイント

生活環境をまもるための取り組みを位置づけます。

- ・水資源・水環境の保全
- ・大気汚染、水質汚濁や騒音等公害の防止
- ・放射能対策
- ・不法投棄やポイ捨て等防止
- ・空き地、空き家等の適正管理
- ・美しい景観の保全、形成

**基本理念 4：**

**ふるさとの自然をまもる**

**対象領域：「自然環境」（44 ページ～）**

○ 基本理念設定の課題と背景

- ・\*里地里山の荒廃により、野生動物が生活環境に及ぼす影響に対処する必要があります。
- ・外来生物である\*特定外来生物の増加が、日本固有の生態系に悪影響を及ぼす懸念に対処する必要があります。
- ・高ボッチ高原の高原たる自然環境を維持するため、草地の森林化や外来植物の繁殖を防止する必要があります。
- ・一度破壊された自然環境の修復が、非常に困難であるとの認識からふるさとの自然を守る必要があります。

○ 基本理念の目指す姿（目的）

地域の自然環境や生態系の保全

- ・地域に多種多様な生き物や生態系が存在する生物多様性の必要性が市民に理解されています。
- ・里地里山や自然公園の環境が保全されています。

○ ポイント

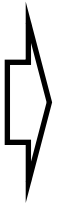
地域の自然環境や生態系を保全するための取り組みを位置づけます。

- ・里地里山等、身近な自然環境の保全
- ・外来生物対策
- ・自然公園の保全

### 3 施策体系一覧表の比較

#### 見直し前

| 共通理念・基本理念<br>(対象領域)               |                                      | 施策の方向性                      | 施 策             |
|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 共通理念<br>環境をまもる心をはぐくむ<br>(環境学習・協働) |                                      | 環境意識をたかめ、<br>環境をまもります       | 環境情報の発信、意識啓発    |
|                                   |                                      |                             | 環境学習機会の充実       |
|                                   |                                      |                             | 協働による環境保全       |
|                                   | 1 地球環境に配慮したまちをつくる<br>(地球環境)          | 持続可能な*環境エネルギー地域社会へ<br>転換します | 省資源・*省エネルギーの促進  |
|                                   |                                      |                             | *再生可能エネルギーの利用促進 |
|                                   | 2 資源を有効に活用するまちをつくる<br>(循環型社会)        | ごみの減量とリサイクルを促進します           | ごみ減量の促進         |
|                                   |                                      |                             | 再使用・再生利用の促進     |
|                                   |                                      |                             | ごみ適正処理のための施設整備  |
|                                   |                                      | 森林や農地の利活用を促進します             | 森林の*多面的機能の保全と整備 |
|                                   |                                      |                             | 森林資源の有効活用       |
|                                   |                                      |                             | 森林づくりをささえる基盤整備  |
|                                   |                                      |                             | 農地の多面的機能の保全と整備  |
|                                   | 3 安心して生活できる環境を<br>まもる<br>(生活環境・快適環境) | 良好な生活環境をまもります               | 水資源・水環境の保全      |
|                                   |                                      |                             | 生活公害の防止         |
|                                   |                                      |                             | 放射能対策           |
|                                   |                                      |                             | 生活環境の保全促進       |
|                                   |                                      |                             | 空き地・空き家等の適正管理   |
|                                   |                                      |                             | 美しい景観の保全、形成     |
|                                   | 4 ふるさとの自然をまもる<br>(自然環境)              | 多様な生態系をまもります                | 身近な自然環境の保全      |
|                                   |                                      |                             | 自然公園等の保全        |



## 見直し後

| 共通理念・基本理念<br>(対象領域)               |                                  | 施策の方向性                | 施 策               |
|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------------|-------------------|
| 共通理念<br>環境をまもる心をはぐくむ<br>(環境学習・協働) |                                  | 環境意識をたかめ、<br>環境をまもります | 環境情報の発信、意識啓発      |
|                                   |                                  |                       | 環境学習機会の充実         |
|                                   |                                  |                       | 協働による環境保全         |
|                                   | 1 地球環境に配慮したまちをつくる<br>(地球環境)      | 地産地消型地域社会へ転換します       | 省資源・*省エネルギーの促進    |
|                                   |                                  |                       | *再生可能エネルギー等の有効活用  |
|                                   | 2 資源を有効に活用するまちをつくる<br>(循環型社会)    | ごみの減量とリサイクルを促進します     | ごみ減量の促進           |
|                                   |                                  |                       | 再使用・再生利用の促進       |
|                                   |                                  |                       | ごみ処理施設の適正な運営      |
|                                   |                                  | 森林や農地の利活用を促進します       | 森林の管理・環境整備の推進     |
|                                   |                                  |                       | 木質バイオマスエネルギーの普及拡大 |
|                                   |                                  |                       | *木育の推進            |
|                                   |                                  |                       | 農業の*多面的機能の保持      |
|                                   | 3 安心して生活できる環境をまもる<br>(生活環境・快適環境) | 良好な生活環境をまもります         | 水資源・水環境の保全        |
|                                   |                                  |                       | 生活公害の防止           |
|                                   |                                  |                       | 放射能対策             |
|                                   |                                  |                       | 生活環境の保全促進         |
|                                   |                                  |                       | 空き地・空き家等の適正管理     |
|                                   |                                  |                       | 美しい景観の保全、形成       |
|                                   | 4 ふるさとの自然をまもる<br>(自然環境)          | 多様な生態系をまもります          | 身近な自然環境の保全        |
|                                   |                                  |                       | 自然公園等の保全          |

#### 4 計画の施策

共通理念と4つの基本理念について、6つの施策の方向性と20の施策を設定し、「市」・「市民」・「事業者」の取り組みを明確にしています。

| 共通理念・基本理念                         | 施策の方向性                            | 施策                | 総合計画 <sup>注)</sup> で位置付けた主な取り組み | 温暖化対策実行計画 <sup>注)</sup> |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------|---------------------------------|-------------------------|
| 共通理念<br>環境をまもる心をはぐくむ<br>(環境学習・協働) | 環境意識をたかめ、環境をまもります                 | 環境情報の発信、意識啓発      | —                               | ○                       |
|                                   |                                   | 環境学習機会の充実         | ○                               | ○                       |
|                                   |                                   | 協働による環境保全         | —                               | ○                       |
|                                   | 1. 地球環境に配慮したまちをつくる<br>(地球環境)      | 地産地消型地域社会へ転換します   | 省資源・*省エネルギーの促進                  | ○                       |
|                                   |                                   |                   | *再生可能エネルギー等の有効活用                | ○                       |
|                                   | 2. 資源を有効に活用するまちをつくる<br>(循環型社会)    | ごみの減量とリサイクルを促進します | ごみ減量の促進                         | ○                       |
|                                   |                                   |                   | 再使用・再生利用の促進                     | ○                       |
|                                   |                                   |                   | ごみ処理施設の適正な運営                    | ○                       |
|                                   |                                   | 森林や農地の利活用を促進します   | 森林の管理・環境整備の推進                   | ○                       |
|                                   |                                   |                   | 木質バイオマスエネルギーの普及拡大               | ○                       |
|                                   |                                   |                   | *木育の推進                          | —                       |
|                                   |                                   |                   | 農業の*多面的機能の保持                    | ○                       |
|                                   | 3. 安心して生活できる環境をまもる<br>(生活環境・快適環境) | 良好な生活環境をまもります     | 水資源・水環境の保全                      | —                       |
|                                   |                                   |                   | 生活公害の防止                         | —                       |
|                                   |                                   |                   | 放射能対策                           | —                       |
|                                   |                                   |                   | 生活環境の保全促進                       | —                       |
|                                   |                                   |                   | 空き地・空き家等の適正管理                   | ○                       |
|                                   |                                   |                   | 美しい景観の保全・形成                     | —                       |
|                                   | 4. ふるさとの自然をまもる<br>(自然環境)          | 多様な生態系をまもります      | 身近な自然環境の保全                      | —                       |
|                                   |                                   |                   | 自然公園等の保全                        | —                       |

注)第五次塩尻市総合計画第2期中期戦略、塩尻市温暖化対策実行計画 2017 年度見直し版と共通の施策

## 共通理念 環境をまもる心をはぐくむ

持続可能な社会を目指すために、地球温暖化の進行抑止や限りあるエネルギー資源の効率的な利用、豊かな自然の継承等は、21世紀の人類に課された重大な課題です。

すべての市民・事業者が、急速に進む環境破壊と自らの活動との関わりに気づき、生活のなかで少しの配慮や工夫を重ねていけるよう、学習と実践を通じて環境をまもる心を育成していく必要があります。

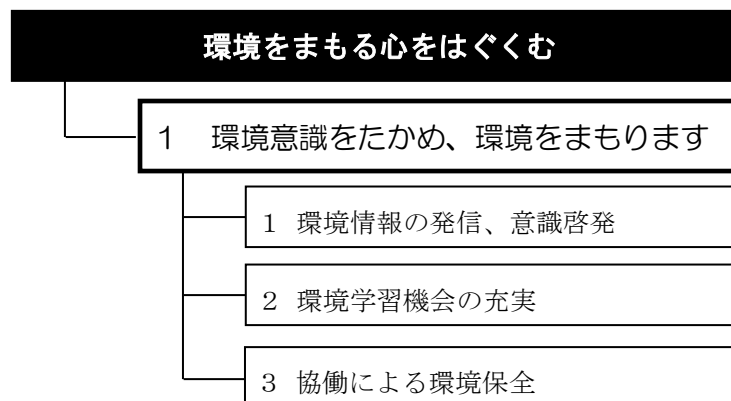
また、「環境問題を意識する」だけであったり、「人にやらされる」のではなく、自発的に行動することが重要であるため、市民・事業者・市が個別に取り組むだけでなく、協働によりそれぞれの役割に応じた環境保全活動を推進する必要があります。

### 【共通理念の目指す姿】

市民・事業者の環境意識向上と市民・事業者・市の協働による環境保全

- あらゆる世代に対し、環境情報の提供がされるとともに、環境学習や体験機会の場が創出されています。
- 様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されています。

### 【取り組みの体系】



## 施策の方向性 1 環境意識をたかめ、環境をまもりまします

### 本市の現状と課題

本市では、地球温暖化、省資源・\*省エネルギー、ごみの減量等をテーマとして、市ホームページや市広報紙を利用した啓発、学校や保育園等における環境学習、公民館活動や団体等による環境講座の開催、環境に配慮した事業活動の定着等により、様々な場面において環境に関する学習や実践活動が行われてきました。その結果、市民の環境問題に関する知識や関心は高まってきています。

日常生活に起因する\*環境への負荷の低減や、身近な環境をより良いものにしていくための行動に、市民一人ひとりができる範囲で、取り組むことが期待されます。

### 取り組みの方針

#### ■市民一人ひとりの環境意識の向上

様々な主体により実施されている環境学習講座等を継続して実施していくとともに、環境学習のメニューの見直し等を行い、環境学習機会の充実を図ります。

#### ■協働による環境保全（「知っている」から「している」へ）

地球温暖化と私たちの暮らしのつながりや、エネルギー消費と環境問題の関わり等について、市民・事業者・市の協働のもと、「知っている」ことから「している」ことに取り組みを進めるよう、効果的な啓発や、実践活動の場づくりを推進します。

### 具体的施策の展開

#### 1 環境情報の発信、意識啓発（地球温暖化対策実行計画との共通施策）

身近なところから世界規模の問題まで、環境問題の範囲は非常に広く、身近に感じられることばかりではありません。また、\*環境負荷を低減する方法を知らなければ、環境負荷を低減するために取り組むことができません。環境を意識した行動を引き出すための情報提供・意識啓発を行います。

##### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 環境情報の発信、啓発（生活環境課）

(ア) 市の環境の現状や環境保全等の幅広い環境情報を様々な媒体を用いて発信します。（市ホームページ、「\*環・きょうニュース」等）

(イ) 環境に関する地区説明会を開催します。

イ 環境イベントの開催や学習成果の発表機会の提供（生活環境課）

- (ア) 「しおじり e-Life Fair」（環境・食・健康・生活に関するイベント）を開催します。
- (イ) 「環境トーク&パフォーマンス」（環境学習発表会）を開催します。

ウ 環境情報の管理及び公開（生活環境課）

- (ア) 塩尻市環境白書を作成し、公表します。

## (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 環境情報を収集し、活用します。
- (イ) 環境に関する地区説明会に参加します。
- (ウ) 自らの環境活動について情報発信します。

イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) 環境情報を収集し、活用します。
- (イ) 自社の環境活動について情報発信します。

## 2 環境学習機会の充実（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

幼少期から環境意識を高め、あらゆる世代に対して環境学習の支援を行うとともに、様々な主体が行っている講座等を体系的に整理し、より多くの市民が環境について学ぶ機会を提供します。

### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 学校教育等における環境学習の充実（生活環境課・教育総務課・こども課）

- (ア) 保育園や学校における子どもへの環境学習を実施します。
- (イ) 環境学習教材を使用した学習を実施します。

イ 環境学習機会の充実（生活環境課・生涯学習スポーツ課）

- (ア) 大人への環境学習講座を実施します。（公民館活動等）
- (イ) 様々な学習機会をまとめた環境学習メニューを見直します。
- (ウ) 区・団体等による環境学習を支援します。
- (エ) 民間のノウハウを活用して環境学習を実施します。
- (オ) 環境に関するボランティア、専門家、指導者の育成を図ります。

### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 環境学習講座に参加又は協力します。
- (イ) 学んだことを環境保全活動に活用します。

イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) 環境学習講座に参加又は協力します。
- (イ) 施設見学や講師派遣等、地域の環境学習に協力します。

#### 指標（施策項目 環境学習機会の充実）

| 項 目                                  | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|--------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 環境訪問出前講座実施数                          | 21 回           | 18 回           | 27 回           | 30 回           |
| 環境トーク&パフォーマンスへの<br>参加者数(発表者数と来場者数の計) | 970 人          | 690 人          | 1,050 人        | 1,100 人        |

### 3 協働による環境保全（地球温暖化対策実行計画との共通施策）

市民・地域のコミュニティ・NPO・事業者・市等の幅広い主体が相互にコミュニケーションや連携を図り、主体的に環境保全活動に取り組みます。

#### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 市民・事業者と連携した環境活動の推進（生活環境課）

- (ア) 環境分野の課題を協働による解決を目指す市民ネットワークの充実を図ります。
- (イ) まちづくり・環境・健康等の市民活動促進サービスモデル（\*マイレージ制度等）を調査検討します。
- (ウ) \*クリーン塩尻パートナー制度による活動を拡大し、地区や団体等と連携した環境活動を推進します。
- (エ) \*エコ・ウォークや\*市民一斉清掃等の取り組みを推進します。
- (オ) 「塩尻市空き家等の適正管理に関する条例」の運用を推進します。

イ 市民と連携した景観づくりの推進（生活環境課・都市計画課）

- (ア) \*塩尻景観ネットワークの活動を支援します。
- (イ) \*景観育成住民協定の締結を促進します。
- (ウ) \*緑地協定の制度を周知します。
- (エ) 地域の公共花壇づくりなど花による景観づくりを支援します。

#### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 地域コミュニティが行う環境保全活動に参加、協力します。
- (イ) 環境関連 NPO が行う環境保全活動に参加、協力します。
- (ウ) エコ・ウォークや一斉清掃に参加、協力します。
- (エ) 自らが所有する空き家を適正に管理します。
- (オ) 緑地協定の可能性を検討します。
- (カ) 市が取り組む景観づくりに参加、協力します。

イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) 地域コミュニティが行う環境保全活動に参加、協力します。
- (イ) \*クリーン塩尻パートナー制度を活用した環境活動を行います。
- (ウ) \*エコ・ウォークや一斉清掃に参加、協力します。
- (エ) 市が取り組む景観づくりに参加、協力します。

指標（施策項目 協働による環境保全）

| 項 目                      | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| クリーン塩尻パートナー制度への<br>登録団体数 | 36 団体          | 44 団体          | 48 団体          | 50 団体          |
| エコ・ウォークの参加者数             | 1,641 人        | 1,596 人        | 1,850 人        | 2,000 人        |
| *景観育成住民協定地区数             | 3 地区           | 2 地区           | 3 地区           | 4 地区           |
| 緑化整備総面積                  | 9.2ha          | 11.3ha         | 12.0ha         | 13.2ha         |

## 基本理念 1 地球環境に配慮したまちをつくる

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が増加したことによる地球温暖化が進んでおり、地球全体に深刻な影響を及ぼしています。地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、温室効果ガスの削減に向けた取り組みのより一層の強化が求められています。

本市では、\*省エネルギーと\*再生可能エネルギーの普及を促進し、エネルギー資源の有効活用と二酸化炭素の排出抑制に取り組んできました。

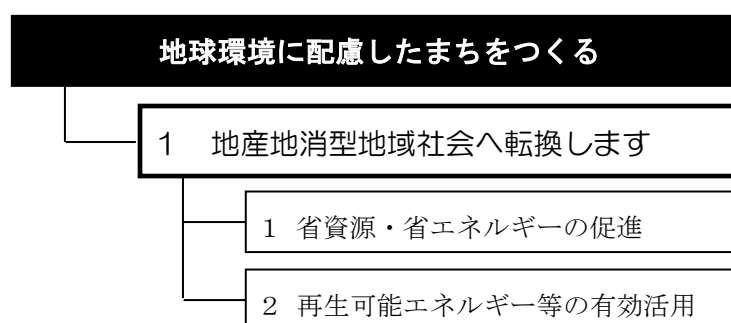
地球温暖化の影響を低減し、持続可能な社会を構築するためには、低炭素型のライフスタイルの定着と、\*木質バイオマスや太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及に努めていく必要があります。

### 【基本理念1の目指す姿】

生活の豊かさも実感できる\*低炭素社会を構築

- 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない生活へ転換されています。
- 再生可能エネルギーの\*地産地消等、地域で再生されるエネルギーの利用がされています。

### 【取り組みの体系】



## 施策の方向性 1 地産地消型地域社会へ転換します

### 本市の現状と課題

国や県において、地球温暖化防止に関する法令や計画の整備が進み、環境に配慮した持続可能な社会づくりに向けた体制整備が進められています。特に県では、「環境エネルギー政策」として、エネルギーの適正利用や過度な集中的利用の抑制、「信州 F・POWER プロジェクト」を含む\*再生可能エネルギーの利用促進、地球温暖化対策を推進しています。

本市では、「\*塩尻環境スタンダード」等の\*環境マネジメントシステムの普及や環境家計簿「\*しおじりエコふぁみりー」の取り組み、地区説明会や出前講座の開催等家庭や事業所、市が一体となって省資源・\*省エネルギーの取り組みを推進しています。

また、学校等公共施設への太陽光発電設備設置や、住宅への再生可能エネルギー利用設備設置に対する支援により、再生可能エネルギーの利用を促進してきました。

現在、地球温暖化の影響が深刻化しつつあり、今後の気温上昇によって更なる悪影響が世界のありとあらゆる地域で生じることが予測されています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するためには、市民・事業者・市が省資源・省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーを\*地産地消する等、地域資源を活用したエネルギーの利用を更に推進することにより、低炭素で持続可能な「\*環境エネルギー地域社会」を構築していくことが必要です。

#### 市内の事業所における環境マネジメントシステムの導入状況（2016 年度）

| 規 格         | 認証・登録の有効性 | 認証・登録に係る費用 | 認証・登録事業所数 |
|-------------|-----------|------------|-----------|
| *ISO14001   | 世 界       | 比較的高い      | 36 事業所    |
| *エコアクション 21 | 国 内       | 比較的安い      | 6 事業所     |
| 塩尻環境スタンダード  | 市 内       | 無 料        | 41 事業所    |

#### 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入補助件数（2016 年度までの累計）

| 設備区分      | 補助件数（累計） | 補助年度                        |
|-----------|----------|-----------------------------|
| *ペレットストーブ | 59 件     | 2006 年度～                    |
| 薪ストーブ     | 92 件     | 2006 年度～2009 年度<br>2014 年度～ |
| *省エネナビ    | 20 件     | 2014 年度～                    |
| *HEMS     | 41 件     | 2014 年度～                    |
| 畜電池       | 10 件     | 2015 年度～                    |
| エネファーム    | 1 件      | 2015 年度～                    |

## 取り組みの方針

---

### ■省資源、\*省エネルギーの着実な推進

家庭及び事業所における省資源・省エネルギーの取り組みや、市が率先して省資源・省エネルギーの取り組みを進めることにより、\*低炭素社会の構築を促進します。

### ■\*再生可能エネルギーの導入拡大

豊富な森林資源を有し、また、晴天率が高く、日照時間が長い本市の特性を活かし、\*木質バイオマスや太陽光エネルギー等、地域に存在する再生可能エネルギーの利用を促進します。

## 具体的施策の展開

---

### 1 省資源・省エネルギーの促進（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

自らのライフスタイルや事業活動を見直し、家庭や事業所において省資源・省エネルギーを推進します。

#### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 省資源・省エネルギーの実践活動の促進（生活環境課）

- (ア) 省資源・省エネルギー及び\*革新的なエネルギー高度利用技術を活用した設備機器の導入を普及拡大します。
- (イ) 「\*塩尻環境スタンダード」等の\*環境マネジメントシステムの導入を支援します。
- (ウ) 環境家計簿「\*しおじりエコふぁみりー」等の取り組みを普及拡大します。
- (エ) \*環境負荷低減活動を促進します。
- (オ) 環境マネジメントシステム（\*ISO14001）を運用し、省資源・省エネルギーの取り組みを行います。

イ 自動車利用の見直しの促進（建設課・地域振興課・庶務課他）

- (ア) 公共交通機関の利便性向上や道路環境の整備を推進します。
- (イ) 公用車に\*エコカー及び次世代型エコカーの導入を推進します。
- (ウ) 地域振興バス事業を推進します。

ウ 公共施設における率先的な推進（各施設管理課）

- (ア) 公共施設の新築時や改修時に、建物の高断熱化、設備・機器の高効率化を図ります。
- (イ) 公共施設に省エネルギー機器やデマンド監視システム等の導入を推進します。

#### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 環境家計簿「\*しおじりエコふぁみりー」等を活用し省資源・\*省エネルギー活動を実践します。
- (イ) \*環境負荷の少ない製品を購入します。
- (ウ) 住宅の省エネ無料診断を利用します。

- (エ) 節電に協力します。
- (オ) 住宅の新築時や改修時には、建物の断熱化や省エネ機器の導入、\*スマートハウス化等、省エネルギー化に配慮します。
- (カ) 自動車を購入する場合は、\*エコカーを検討します。
- (キ) 自動車を運転する際は\*エコドライブを心がけます。
- (ク) 公共交通機関や自転車の利用等、環境負荷の少ない移動を心がけます。

#### イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) \*環境マネジメントシステムを活用し省資源・省エネルギーを実践します。
- (イ) 省エネルギー診断等を利用し、エネルギーの適正な利用に努めます。
- (ウ) 高効率機器の導入等により、施設・設備面の省エネルギー化を推進します。
- (エ) \*コージェネレーションシステムの導入によりエネルギーの有効利用を図ります。
- (オ) 工場、事務所等の新築・改修時には、\*ESCO 事業を導入する等、省エネルギー化に配慮します。
- (カ) 節電や消費電力のピークシフトに協力します。
- (キ) エコカー及び次世代型エコカーの導入を検討します。

### 指標（施策項目 省資源・省エネルギーの促進）

| 項 目                                | 2011 年度<br>推計値 | 2015 年度<br>推計値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 全市域から排出される二酸化炭素の推計排出量（按分法により推計した値） | 810,965t       | 741,410t       | 701,317t       | 664,732t       |
| 項 目                                | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
| *塩尻環境スタンダードへの認証・登録件数(累計)           | 40 件           | 41 件           | 46 件           | 49 件           |

## 2 \*再生可能エネルギー等の有効活用（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

森林資源を活かした\*木質バイオマス利用や太陽光発電等、本市には活用可能な再生可能エネルギーが存在します。これらの資源を有効活用することにより、エネルギーの\*地産地消を推進するとともに二酸化炭素排出量の削減を促進します。

### (1) 施策の内容と主な取り組み

#### ア 再生可能エネルギーの有効活用（生活環境課・森林課）

- (ア) 再生可能エネルギーの住宅や事業所等での活用を促進します。
- (イ) 再生可能エネルギーの活用事例の啓発を図ります。

#### イ 再生可能エネルギーの自給体制の構築によるエネルギーの地産地消の促進（生活環境課・森林課・FPプロジェクト）

- (ア) 木質バイオマス暖房機器等の利用講習会を開催します。
- (イ) 市民が行う\*再生可能エネルギー活用事業等に対する支援を行います。
- (ウ) \*木質バイオマスの効率的な生産システムの構築、利用促進策等を検討します。

(エ) 木質バイオマスの活用による基金制度を研究します。

ウ 公共施設における率先的な導入推進（各施設管理課）

(ア) 公共施設への木質バイオマス、太陽光等、再生可能エネルギーを活用した設備の導入を推進します。

## (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

(ア) 木質バイオマス（薪ストーブ、\*ペレットストーブ）、太陽光等、再生可能エネルギーの活用を進めます。

イ 事業者期待される取り組み

(ア) 木質バイオマス（薪ストーブ、ペレットストーブ、\*ペレットボイラー）、太陽光等、再生可能エネルギーの有効活用を進めます。

(イ) 再生可能エネルギーの普及に協力します。

(ウ) 未利用エネルギーの活用を図ります。

## 指標（施策項目 再生可能エネルギーの有効活用）

| 項 目                                 | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|-------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| *固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入件数      | 1,964 件        | 2,884 件        | 3,100 件        | 3,250 件        |
| 項 目                                 | 2014 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
| 再生可能エネルギーを自宅で活用していると回答した市民の割合「市民指標」 | 22.5%          | 23.3%          | 27.3%          | 30.0%          |
| 薪・ペレットストーブ等の設置件数<br>（設置補助金累計交付件数）   | 92 件           | 151 件          | 230 件          | —              |

## 基本理念2 資源を有効に活用するまちをつくる

限りある天然資源を適正かつ有効に使用するとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組み、社会・経済活動による\*環境負荷を低減し、持続可能な社会をつくることが求められています。

本市では、ごみの処理体制を整備し、ごみの減量・リサイクルの促進に努めてきました。その結果、市民・事業者の意識が高まり、環境に配慮した活動も浸透しつつありますが、更に、環境負荷を少なくするため、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の\*3R及び適正処理を進める必要があります。

また、県内では豊富な森林資源を活かしきれておらず、その有効活用が課題となっています。

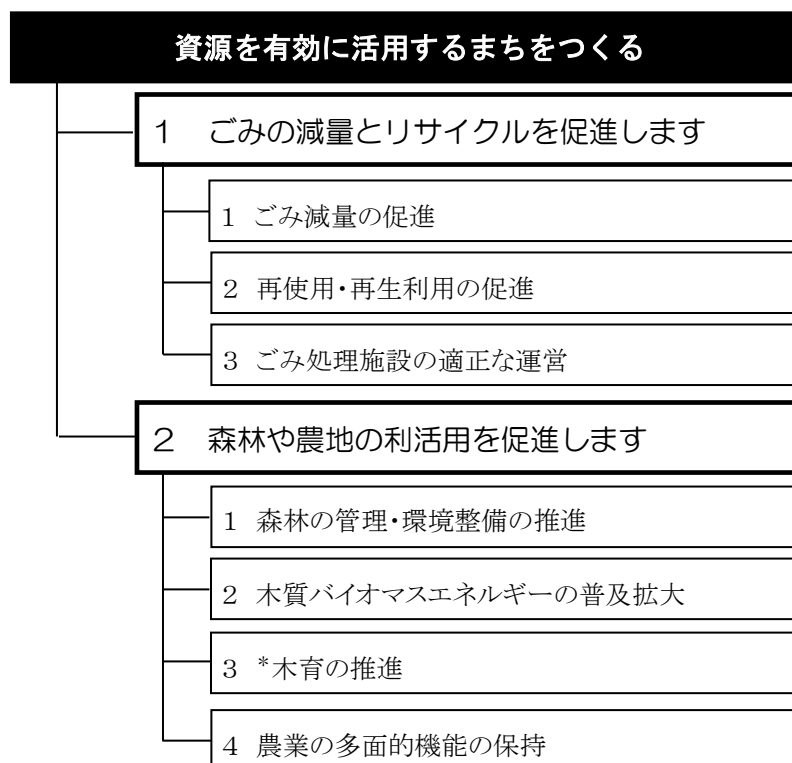
環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、市民・事業者の3R活動の推進、森林資源の有効活用等による資源の地域内循環の取り組みを進めていく必要があります。

### 【基本理念2の目指す姿】

#### 持続可能な循環型社会を構築

- ごみの3R運動が推進されています。
- 森林や農地が持つ\*多面的機能が保全、整備されています。
- 地域資源等が域内で循環する仕組みが進められています。

### 【取り組みの体系】



## 施策の方向性 1 ごみの減量とリサイクルを促進します

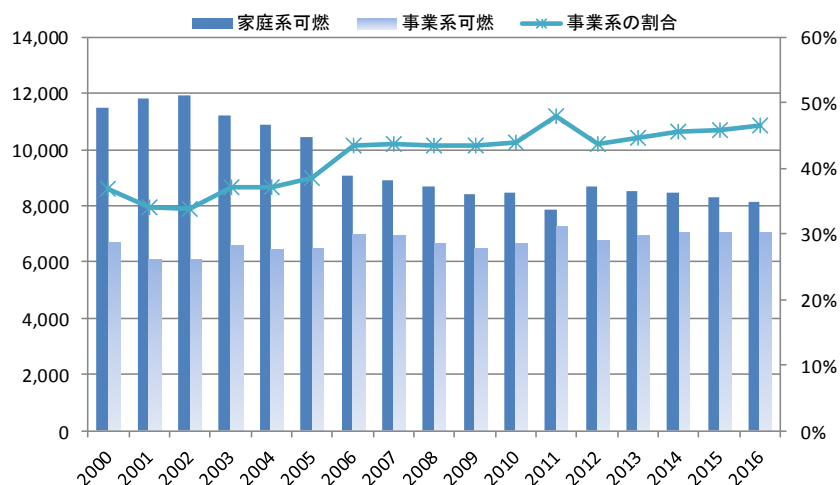
### 本市の現状と課題

国や県において、資源の循環に関する法令、計画の整備が進み、環境に配慮した持続可能な社会づくりに向けた体制整備が進められています。

ごみの減量化対策として、2005 年 10 月に、ごみ処理の有料化及び\*プラスチック製容器包装の分別・資源化の取り組みが進められ、家庭ごみの総排出量は概ね減少傾向にあります。事業所やアパートからのごみ（事業系ごみ）は増減を繰り返し、ここ数年は増加傾向にあります。

ごみの減量に向けて、\*3R活動の推進を図るとともに、特に事業所から排出される食料残渣の資源化に取り組む必要があります。

#### もえるごみの収集量



#### 資源化量・資源化率



## 取り組みの方針

### ■「物質の循環」（ごみの発生抑制、再使用、再生利用（\*3R）の推進）

「ごみになるものは購入しない」、「何度も繰り返し使う」、「ごみをきちんと分別し、再び資源として利用する」ことを意識することが重要であり、地区説明会や「\*環・きょうニュース」等による情報提供や啓発を継続し、ごみの減量やリサイクルを推進します。

## 具体的施策の展開

### 1 ごみ減量の促進（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

家庭系可燃ごみは、2012年度の松塩地区広域施設組合による共同処理開始後、一時的に増加しましたが、現在は減少傾向となっています。

一方、事業所やアパートからの事業系可燃ごみは、増減を繰り返し、近年は増加傾向でありますので、ごみ資源化の取り組みを推進します。

#### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア ごみの発生抑制対策の推進（生活環境課）

- (ア) 適切な排出・分別の指導を徹底します。
- (イ) 生ごみの発生抑制について啓発します。

#### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) ごみを資源物と可燃ごみに適正分別します。
- (イ) 食べ物を適量調理・適時消費し、生ごみの発生を抑制します。
- (ウ) 食品ロス削減のため「\*30・10（さんまる・いちまる）運動」に取り組みます。
- (エ) 生ごみは、できるだけ水分を切り、ごみの減量に努めます。
- (オ) マイバックの活用や簡易包装を選択し、ごみ減量に努めます。

イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) 食品残渣の資源化に協力します。
- (イ) ごみを資源物と可燃ごみに適正分別します。
- (ウ) 梱包・包装を簡素化し、ごみの発生を抑制します。
- (エ) 食品ロス削減のため「30・10（さんまる・いちまる）運動」に協力します。

### 指標（施策項目 ごみ減量の促進）

| 項 目                      | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 家庭系もえるごみ量<br>（市民1人1日あたり） | 345g/人日        | 329g/人日        | 324g/人日        | 315g/人日        |
| 事業系もえるごみ量                | 6,927t/年       | 7,052t/年       | 6,353t/年       | 6,182t/年       |

## 2 再使用・再生利用の促進（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

環境にやさしい持続可能な循環型社会に転換していくために、\*3R運動の推進等による取り組みを推進します。

### (1) 施策の内容と主な取り組み

#### ア 再使用・再生利用の促進（生活環境課・下水道課）

- (ア) 家庭系及び事業系生ごみの資源化促進と資源有効活用を行います。（たい肥等）
- (イ) ごみ焼却灰の再生利用を推進します。
- (ウ) 廃食用油から\*BDF（バイオディーゼル燃料）を精製し、燃料として利用します。
- (エ) 家庭系ごみ（古着、小型家電製品、廃陶磁器、おもちゃ等）のリユース・リサイクルを推進します。
- (オ) 市ホームページや広報しおじりの利用により不用品交換を支援します。
- (カ) 給食残さのたい肥化を推進し、花壇整備等に活用します。
- (キ) 下水処理時に発生する汚泥の減量化や再使用・再生利用を推進します。

#### イ 循環型社会構築に向けた地域との連携（生活環境課）

- (ア) 地域、学校等と連携して資源物の回収を推進します。
- (イ) 自治会や関係団体と連携した地区説明会を実施します。
- (ウ) 3ない（もったいない・食べ残しをしない・レジ袋をもらわない）運動を推進します。

### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

#### ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 資源物回収等、リユース、リサイクル活動に参加します。
- (イ) \*環境負荷の少ない製品を購入・利用します。
- (ウ) 生ごみ処理機や\*ダンボールコンポスター等による生ごみのたい肥化に取り組みます。

#### イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) 紙の使用量の削減や再生紙利用等、資源の有効利用に努めます。
- (イ) 環境にやさしく、リサイクルしやすい製品の開発や製造、販売に努めます。
- (ウ) 環境負荷の少ない製品を購入・利用します。
- (エ) ごみの減量化や再使用・再生利用を推進します。

### 指標（施策項目 再使用・再生利用の促進）

| 項 目                                    | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|----------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ごみの資源化率                                | 26.0%          | 27.7%          | 31.0%以上        | 32.0%以上        |
| 項 目                                    | 2014 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
| ごみの減量に向けた分別やリサイクルが盛んであると感じる市民の割合「市民指標」 | 69.6%          | 69.2%          | 75.0%          | —              |

### 3 ごみ処理施設の適正な運営（総合計画との共通施策）

ごみ処理施設の適正な維持管理や処理に努めるとともに、必要となる施設の整備を広域的な視点を持って推進します。

#### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 民間施設を活用した廃棄物、資源物の適正処理（生活環境課）

- (ア) 民間企業と連携し、安定的かつ効率的な資源物処理を実施します。
- (イ) 施設の適正な管理運営を行います。

イ 中継施設「塩尻クリーンセンター」の活用（生活環境課）

- (ア) 松塩地区広域施設組合による可燃ごみの広域処理を継続します。
- (イ) 中継施設の活用を推進します。

ウ 最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用（生活環境課）

- (ア) 松塩地区広域施設組合による最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用を継続します。
- (イ) 焼却灰の再生利用を継続し、最終処分場の長寿命化を図ります。

エ 災害時における廃棄物処理体制の確保（生活環境課）

- (ア) 災害廃棄物処理計画を策定し有事の災害に備えます。

#### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) ごみステーション等の施設の適正利用と管理運営に協力します。

イ 事業者期待される取り組み

- (ア) 適正かつ円滑な産業廃棄物処理及び施設運営を実施します。

#### 指標（施策項目 ごみ処理施設の適正な運営）

| 項 目        | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ごみの年間最終処分量 | 2,227t         | 1,447t         | 1,249t         | 1,154t         |

## 施策の方向性 2 森林や農地の利活用を促進します

### 本市の現状と課題

県内の木材産業は、生産・加工・流通体制が小規模、分散的で、豊富な森林資源を十分に活かしきれておらず、その有効活用が課題となっています。そこで、長野県・塩尻市・民間事業者をはじめとする産学官連携体制のもと、森林の再生や林業・木材産業の振興を図る「信州F・POWERプロジェクト」が2012年9月から進められています。

森林資源を無駄なく活用し、森林の再生や木材産業の振興を図るため、木材や燃料等の需要を拡大してその利益を山側に還元するとともに、\*水源のかん養等、森林の\*多面的機能の保全と整備をする必要があります。

また、農業者の高齢化や後継者不足等による\*耕作放棄地が増加しています。農地は、食料を供給する役割だけではなく、森林と同様の多面的な機能を有しているため、有効活用を図る必要があります。

### 取り組みの方針

#### ■「自然の循環」（森林や農地が持つ多面的機能の保全や整備、森林資源の有効活用）

森林や農地の多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適切な整備や農地の多面的機能の保全と整備により、森林資源の循環利用、農地の有効活用を推進します。

### 具体的施策の展開

#### 1 森林の管理・環境整備の推進（総合計画との共通施策）

森林の多面的機能を保全し、その機能を維持・向上できるよう森林や里山里地の管理・環境整備を推進します。

##### (1) 施策の内容と主な取り組み

###### ア 市有林、民有林等の整備推進（森林課）

- (ア) 各種補助事業により民有林の除間伐を支援します。
- (イ) 森林整備計画による森林整備を推進します。
- (ウ) 松くい虫被害防止パトロールを推進します。

###### イ 林地台帳の適正管理（森林課）

- (ア) 森林整備に伴う施業集約化を円滑に進めるため、林地台帳の適正な整備を進める。
- (イ) ゾーニングに基づく森林の活用施策の実現に努めます。

##### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

###### ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 森林や\*里地里山の環境整備に参加・協力します。

イ 事業者に期待される取り組み

(ア) 森林や\*里地里山の環境整備に参加・協力します。

#### 指標（施策項目 森林の管理・環境整備の推進）

| 項 目                                          | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|----------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 市有林及び民有林が整備された面積                             |                | 156ha          | 300ha          |                |
| 項 目                                          | 2014 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
| 山のお宝ステーション事業登録者数                             | 43 人           | 94 人           | 100 人          | 130 人          |
| 子どもが木と触れ合い、遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合「市民指標」 | 30.5%          | 32.9%          | 36.0%          |                |

## 2 木質バイオマスエネルギーの普及拡大（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

使う⇒植える⇒育てる⇒伐採する⇒使う という循環型の森林整備を行い、森林資源を木質バイオマスエネルギーとして積極的に普及拡大することにより木材の\*地産地消を推進します。

### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 森林資源の有効活用（森林課・F Pプロジェクト）

- (ア) 公共施設における県産材の利用を促進します。
- (イ) ペレット燃料の利用を促進します。
- (ウ) 間伐材を利用した木製品による\*木育を推進します。
- (エ) 間伐材の活用方法の研究や流通システムの整備を推進します。

### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) \*ペレットストーブや薪ストーブ等により\*木質バイオマスの利用に努めます。
- (イ) 間伐材を利用した製品を購入します。

イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) ペレットストーブや薪ストーブ、\*ペレットボイラー等により木質バイオマスの利用に努めます。
- (イ) 間伐材の利用・販売・商品開発等を進めます。

### 3 \*木育の推進（総合計画との共通施策）

市民や森林所有者などに対し森林を通じた交流促進事業を展開することなどにより、森林管理の必要性や活用の啓発を促進します。

#### (1) 施策の内容と主な取り組み

##### ア 木育の推進（森林課）

- (ア) 森林と市民の交わりを取り戻すことにより、市民と森林の豊かな関係を復元します。
- (イ) 森林に関する啓発パンフレットを小学校に配布し、森林の必要性をPRします。

##### イ 木育イベントの開催（森林課）

- (ア) 森林や木に触れ合うイベントを開催するとともに、小学生の参加を促進します。

#### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

##### ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 森林に関する学習会や体験活動に参加します。

##### イ 事業者に期待される取り組み

- (ア) 森林に関する学習会や体験活動に参加するとともに、技術提供を行ないます。

### 4 農業の\*多面的機能の保持（総合計画及び地球温暖化対策実行計画との共通施策）

食糧を供給する役割だけではなく、\*水源のかん養等、森林と同様に農地が持つ多面的機能を保持し、その機能が維持・向上されるよう農地の保持と\*耕作放棄地の解消を図ります。

#### (1) 施策の内容と主な取り組み

##### ア 耕作放棄地の解消及び未然防止（農政課・農業委員会事務局）

- (ア) 農地パトロールや農地流動化を促進します。
- (イ) 農業の担い手を確保します。

##### イ 農地の多面的利用の促進（農政課）

- (ア) \*中山間地における農業の多面的機能を保持します。
- (イ) 自然環境の保持に資する農業生産活動を推進します。

#### (2) 市民に期待される取り組み

##### ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 農地の保持及び流動化に協力します。

#### 指標（施策項目 農業の多面的機能の保持）

| 項 目     | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 荒廃農地の面積 | —              | 17.5ha         | 15.0ha         | —              |

## 基本理念3 安心して生活できる環境をまもる

本市は、豊かな自然、特徴的な都市景観、歴史的な街道景観に恵まれ、人々の生活との調和が生み出す生活環境が大きな魅力となっています。

価値観の多様化により、環境に対するニーズも高まっており、大気汚染や水質汚濁等の公害、ポイ捨てや不法投棄の防止のみならず、身近な緑や水辺、美しい町並みや歴史景観といった、快適でうるおいある環境を保全する必要があります。

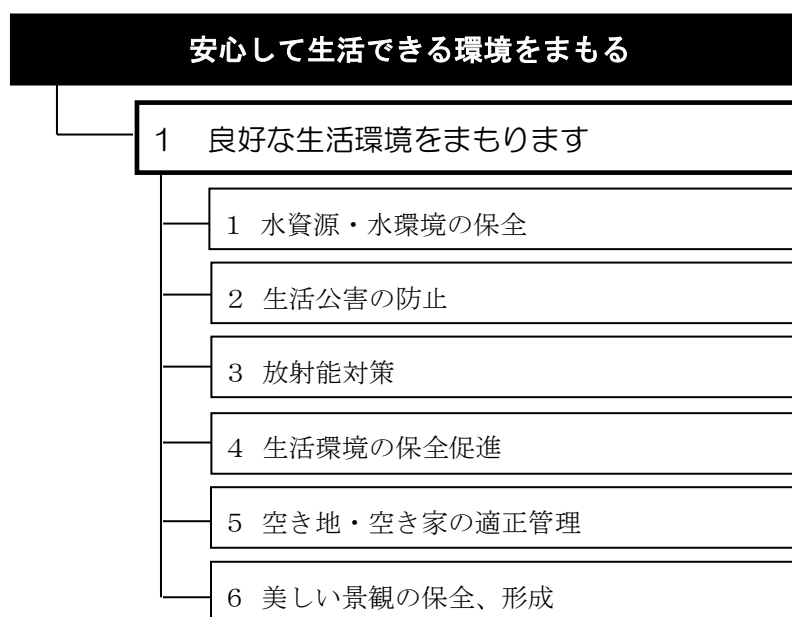
また、地域の自然、人々の暮らし、経済活動と調和を図りながら、市民・事業者・市の協働の下、快適でうるおいあるまちづくりを進める必要があります。

### 【基本理念3の目指す姿】

#### 安全、安心、快適な生活環境の保全

- 水資源及び水環境が持続的に保全されています。
- 大気等を定期的に監視、調査し、万一の際には迅速な対応策が取れる体制が構築されています。
- ポイ捨てや不法投棄が減少しています。
- 空地、空き家が適正に管理されています。
- 美しい都市景観及び街道景観が形成、保全されています。

### 【取り組みの体系】



## 施策の方向性 1 良好な生活環境をまもります

### 本市の現状と課題

地下水等の水資源は、水道水や工業・農水産業用水として利用され、地域住民の生活や産業を支えています。近年、地下水をかん養する機能の低下等による地下水賦存量の減少、地下水位の低下が指摘されています。更に、外国資本による森林買収等の水源の独占や地下水の大量取水による影響も懸念されています。

市内の河川・湖沼の水質については、調査を継続的に実施し、水質の監視を行っていますが、下水道等の普及により、生活排水や事業所排水の適正処理が進み、河川や湖沼の水質は概ね良好に維持されています。

加えて、市内で大気中の\*ダイオキシン類の調査や\*酸性雨の調査についても、良好な状態を維持しています。空間放射線量については、福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が拡散し、周辺地域では今なお値が高い地域がありますが、幸いにも塩尻市では事故前と変わらない水準です。

また、2004年4月の「ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例」施行以降、市やNPO法人、地域等の連携によるパトロール体制の強化が図られ、不法投棄への迅速な対応や監視体制が整備されていますが、不法投棄は依然として後を絶ちません。不法投棄の防止対策を推進し、地域の生活環境の保全を図るとともに、\*市民一斉清掃や\*エコ・ウォーク等の市民参加型のイベントや環境美化活動のボランティア活動の支援を充実させ、地域ぐるみの取り組みを進める必要があります。

一方、本市は、奈良井宿等の歴史的な街道景観、整備が進む都市景観等、様々な美しい景観を有しています。これらの良好な景観を守りつつ、変化に合わせて創造していくため、地域住民をはじめ、事業者、市が連携して、様々な取り組みが進められています。

こうした住民の自主的な景観形成活動を支援するため、景観への配慮を啓発するとともに、地域による景観づくりを支援していく必要があります。

### 取り組みの方針

#### ■水資源・水環境の保全

地下水等の水資源の保全対策を推進し、水環境の異常を早期に発見する体制を維持し、万一の事故に備えます。

#### ■水質汚濁や騒音等の公害の防止

日常生活を取り巻く大気や水、土壌等の環境保全に努め、騒音や振動、悪臭等発生源への指導を推進します。

## ■放射能対策

市内の空間放射線量を測定し、測定結果を公表します。

## ■不法投棄やポイ捨て等の防止

地域連携により不法投棄の監視を強化するとともに、\*市民一斉清掃や\*エコ・ウォーク等の市民参加型のイベントや環境美化ボランティア活動を継続し、地域ぐるみの取り組みを推進します。

## ■空き地、空き家等の適正管理

空き地、空き家等の適正な管理や有効活用により良好な生活環境の保全を図ります。

## ■美しい景観の保全、形成

本市特有の景観である、歴史的な街道景観、都市景観等の保全、再生を進めるとともに、新たな魅力を創造することを目指します。

## 具体的施策の展開

---

### 1 水資源・水環境の保全

地下水等の水資源の保全は、広域的に取り組む必要があるため、県、松本地域8市村及び北安曇地域3市町村で構成する「アルプス地域地下水保全対策協議会」により、地下水の保全・適正利用に向けた取り組みを推進します。

また、河川や湖沼の環境基準の達成率向上に向けた取り組みを進めるとともに、万一の事故の際には早急の対応を図ります。

#### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 地下水水質調査の実施（生活環境課）

(ア) 地下水の水位、水質等、地下水保全のための調査を継続します。

イ 土壌や地下水の汚染防止対策の推進（生活環境課）

(ア) 環境汚染発生時には関係機関と連携し迅速に対応します。

(イ) 工場、事業者に対して土壌や地下水汚染防止の指導を実施します。

#### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民の取り組み

(ア) 灯油等の流出を防止を徹底します。

(イ) 土壌や地下水の汚染を防止します。

(ウ) 「\*ふるさとの水20選」の保全に協力します。

イ 事業者の取り組み

(ア) 環境汚染発生時には、被害が拡大しないよう適切な処置をとります。

## 2 生活公害の防止

環境基準を維持する取り組みを推進するとともに、騒音、悪臭等、基準を上回る事象に対して関係法令に基づき対応を図ります。

### (1) 施策の内容と主な取り組み

#### ア 騒音・振動対策（生活環境課）

- (ア) 環境調査を継続的に実施します。
- (イ) 基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。
- (ウ) 工場、事業者に対して基準の遵守を指導します。

#### イ 悪臭対策（生活環境課）

- (ア) ごみの野焼き防止の啓発、指導をします。
- (イ) 基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。
- (ウ) 工場、事業者に対して基準の遵守を指導します。

#### ウ \*光害対策（生活環境課他）

- (ア) 屋外照明の効率化及び適正使用を啓発します。

#### エ 水質汚染防止対策（生活環境課）

- (ア) 水質の環境調査を継続的に実施します。
- (イ) 基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。
- (ウ) 工場、事業者に対して基準の遵守を指導します。

#### オ 大気汚染防止対策（生活環境課・農政課）

- (ア) 大気環境調査を継続的に実施します。
- (イ) 微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染状況の情報提供を行います。
- (ウ) 基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。
- (エ) 工場、事業者に対して基準の遵守を指導します。
- (オ) 強風による農地からの土ぼこりの発生対策を実施します。

### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

#### ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 生活環境に配慮して行動します。

#### イ 事業者期待される取り組み

- (ア) 環境に関する法令・条例等を順守します。
- (イ) 事業活動において周辺住民に配慮します。

### 指標（施策項目 生活公害の防止）

| 項 目                  | 2013 年度<br>実績値             | 2016 年度<br>実績値             | 2020 年度<br>目標値                  | 2023 年度<br>目標値                  |
|----------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 河川における BOD の環境基準の達成率 | 78.5%                      | 85.7%                      | 92%                             | 92%                             |
| 項 目                  | 2012 年度<br>実績値             | 2017 年度<br>実績値             | 2020 年度<br>目標値                  | 2023 年度<br>目標値                  |
| * ダイオキシン類濃度の計測値      | 0.008pg-TEQ/m <sup>3</sup> | 0.019pg-TEQ/m <sup>3</sup> | 0.03pg-TEQ/m <sup>3</sup><br>以下 | 0.03pg-TEQ/m <sup>3</sup><br>以下 |

※ ダイオキシン濃度の計測は 2014 年度から 3 年毎で実施しています。

### 3 放射能対策

市内の空間放射線量の把握し、異常を早期に発見する体制を維持します。

#### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 空間放射線量調査の実施（生活環境課）

(ア) 市内の空間放射線量を継続的に測定し、結果を公表します。

### 4 生活環境の保全促進

様々な主体の協力のもと、パトロールの実施等により不法投棄やポイ捨て等の未然防止を図るとともに、環境美化活動を推進します。

#### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 不法投棄・ポイ捨て等の防止（生活環境課）

(ア) \*エコ・ウォークや\*市民一斉清掃等の取り組みを推進します。

(イ) \*クリーン塩尻パートナー制度の普及を推進します。

(ウ) 地区や団体等と連携した環境美化活動を推進します。

(エ) 不法投棄防止パトロール等を強化します。

(オ) 注意看板や監視カメラの設置により不法投棄の防止に努めます。

#### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

(ア) 市や各種団体が取り組む環境美化活動に参加、協力します。

(イ) ごみの持ち帰りによる清潔なまちづくりに努めます。

(ウ) 居住地周辺の清掃活動に積極的に参加し、清潔なまちづくりに努めます。

(エ) 不法投棄を防止するための見守り、通報に協力します。

イ 事業者期待される取り組み

(ア) 市や各種団体が取り組む環境美化活動に参加、協力します。

(イ) 事業所周辺の清掃活動を行い清潔なまちづくりに努めます。

#### 指標（施策項目 生活環境の保全促進）

| 項 目      | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 不法投棄物総重量 | 24,834kg       | 28,633kg       | 23,000kg       | 22,000kg       |

※ タイヤ、バッテリー、消火器、自転車、家電等の重量集計していないものを除く

## 5 空き地、空き家等の適正管理（総合計画との共通施策）

空き地、空き家等の適正管理や有効活用の推進により、良好な生活環境の保全を図ります。

### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 空き地、空き家等の適正管理及び有効活用の推進（生活環境課・地方創生推進課）

（ア） 空き家等の適正な管理を促進するとともに、空き家等が管理不全な状態になることを未然に防止します。

（イ） \*空き家バンク制度により、希望する者の定住を促進します。

### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

（ア） 所有する空き家を適正に管理し、近隣に迷惑が及ばないようにします。

（イ） 適正に管理されていない空き家等を発見したときは、市又は自治会等に情報を提供しよう努めます。

（ウ） 空き家バンク制度を活用し、有効利用を図ります。

イ 事業所に期待される取り組み

（ア） 空き社屋等を適正に管理し、近隣に迷惑が及ばないようにします。

（イ） 適正に管理されていない空き家等を発見したときは、市又は自治会等に情報を提供しよう努めます。

## 6 美しい景観の保全、形成（地球温暖化対策実行計画との共通施策）

都市景観や市内の特徴的な景観である歴史的な街道景観を地域固有の財産として将来にわたり保全するための取り組みを推進します。

### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 都市景観の保全・形成（都市計画課）

- (ア) \*屋外広告物のパトロールを実施します。
- (イ) 「\*都市計画マスタープラン」に基づく取り組みを推進します。
- (ウ) 身近な公園や緑地を整備します。

イ 歴史的なまちなみの保全（生涯学習スポーツ課）

- (ア) 歴史的まちなみの整備及び修理・修景を実施します。

### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 良好な景観づくりに協力します。
- (イ) 歴史的なまちなみの保全に協力します。

イ 事業者期待される取り組み

- (ア) 県条例に基づき、屋外広告物を適正に設置します。
- (イ) 良好な景観づくりに協力します。
- (ウ) 歴史的なまちなみの保全に協力します。

### 指標（施策項目 美しい景観の保全、形成）

| 項 目                           | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| *重要伝統的建造物群保存地区の延べ<br>修理・修景実施数 | 36 件           | 54 件           | 70 件           | 85 件           |

## 基本理念4 ふるさとの自然をまもる

本市には、高ボッチ高原や霧訪山等、豊かな自然に恵まれ、貴重な野生生物が数多く生息していますが、ヒメジョオン等の外来種の増加がみられる等、その保全と対策が求められています。

また、\*里地里山をはじめとする私たちの身近な自然も、十分な手入れがされないまま荒廃が進んでおり、その保全と対策が求められています。

自然公園については、その特性や状況を踏まえ、関係機関と連携し、その保全方法や活用のあり方について幅広く検討を進めるとともに、貴重種の生態や生息範囲の調査を行い、その生息・生育環境の確保に努める必要があります。

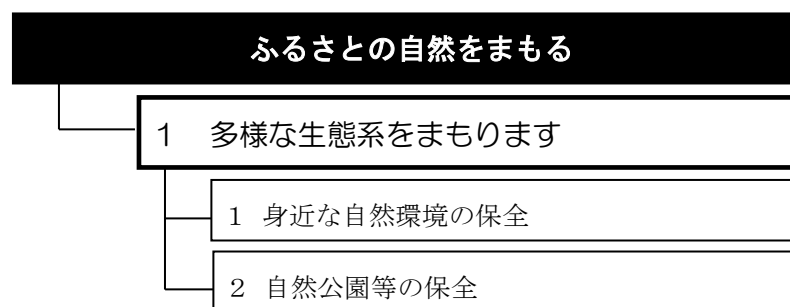
また、外来生物の駆除や有害鳥獣対策を進め、生物の生息空間として、重要な河川、湖沼、山林等多様な空間の環境保全に取り組む必要があります。

### 【基本理念4の目指す姿】

#### 地域の自然環境や生態系の保全

- 地域に多種多様な生き物や生態系が存在する\*生物多様性の必要性が市民に理解されています。
- 里地里山や自然公園の環境が保全されています。

### 【取り組みの体系】



## 施策の方向性 1 多様な生態系をまもります

### 本市の現状と課題

本市の有する豊かな\*里地里山は、多様な動植物をはぐくむとともに、快適でうるおいのある生活環境の創出に寄与しています。しかし、近年、生活様式の変化による里地里山の荒廃が問題となっています。

また、アレチウリ、オオクチバス等、日本固有の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念される\*特定外来生物等による攪乱等の問題が顕在化しています。

一方、自然公園である高ボッチ高原では、草地の森林化やヒメジョオン等外来植物の繁殖、動植物の採取による高原由来の自然環境の悪化が懸念されています。

自然環境は一度壊されると修復が非常に困難であることから、継続的な分布調査や、生態を理解して駆除する方法を検討するだけでなく、レッドデータブックの活用やパトロールの調査結果等をもとに、里地里山、自然公園の環境保全を推進する必要があります。

### 取り組みの方針

#### ■里地里山等、身近な自然環境の保全

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息・生育する身近な自然環境を維持するために、適切な管理により里地里山の保全を図ります。

#### ■外来生物対策

アレチウリ、オオクチバス等の特定外来生物をはじめ、市内で問題になっている外来種の分布の把握と駆除の実施を継続します。

#### ■自然公園の保全

高ボッチ高原で増えているヒメジョオン等の外来生物の駆除をボランティア活動等により推進するとともに、自然環境調査結果やレッドデータブックを活用した動植物の保全対策を推進します。

## 具体的施策の展開

### 1 身近な自然環境の保全（総合計画との共通施策）

\*里地里山等、身近な自然環境の保全を行い、自然とのふれあいの推進を図るとともに、人と自然の共生に向けた取り組みを推進します。

#### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 身近な自然環境の調査及び保全対策の実施（生活環境課）

(ア) 自然環境の現況を調査し、実態を把握します。

イ 外来生物対策の推進（生活環境課）

(イ) アレチウリ、オオクチバス等、\*特定外来生物の注意喚起や市民や各種団体との協働による駆除を実施します。

ウ 里地里山環境の保全（生活環境課・森林課）

(ウ) 里地里山の保全を促進します。

(イ) 里山保全地域の整備を支援します。

(ウ) 人と野生鳥獣の棲み分けをし、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地区住民や各種団体等と連携し、\*緩衝帯を設ける等、生息環境の整備を推進します。

#### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

(ア) 地区住民や各種団体が取り組む活動に参加、協力します。

(イ) 里地里山の自然環境を保全します。

イ 事業者期待される取り組み

(ア) 地区住民や各種団体が取り組む活動に参加、協力します。

(イ) 自然環境に配慮した事業活動を推進します。

### 指標（施策項目 身近な自然環境の保全）

| 項 目            | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| アレチウリ等駆除年間実施面積 | 2.7ha          | 1.5ha          | 2.85ha         | 3.0ha          |
| 里地里山保全地域指定数    | 6箇所            | 7箇所            | 8箇所            | 9箇所            |

## 2 自然公園等の保全

自然公園の貴重な生態系を保護していくために、高ボッチ高原を中心に\*生物多様性の保全を推進します。

### (1) 施策の内容と主な取り組み

ア 自然公園内の自然環境の保全（生活環境課）

- (ア) 高ボッチ高原等における自然環境の保全活動を推進します。
- (イ) 高ボッチ高原の環境保全のための利用等に関する方針（ガイドライン）を作成します。
- (ウ) 高ボッチ高原の保全対策を図ります。

### (2) 市民・事業者に期待される取り組み

ア 市民に期待される取り組み

- (ア) 市や各種団体が自然公園内で行う生物多様性の保全活動に参加、協力します。
- (イ) 高ボッチ高原の環境保全のための利用等に関する方針（ガイドライン）に沿った高ボッチ高原の利用に努めます。

イ 事業者の取り組み

- (ア) 市や各種団体が自然公園内で行う生物多様性の保全活動に参加、協力します。

### 指標（施策項目 自然公園等の保全）

| 項 目                     | 2013 年度<br>実績値 | 2016 年度<br>実績値 | 2020 年度<br>目標値 | 2023 年度<br>目標値 |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 「みんなで守ろう高ボッチ高原の自然」の参加者数 | 100 人          | 120 人          | 170 人          | 200 人          |

## 5 第二次環境基本計画 2017 年度定期見直し版指標一覧

### 【指標設定の考え方】

- 第二次環境基本計画において、すでに 2020 年度の目標値を達成した指標については、新たな目標値を設定しました。
- 「市民指標」は、総合計画において、市民アンケートにより、市民の主観を測る指標です。

### 共通理念 環境をまもる心をはぐくむ

| 施策の方向性                    | 施策            | 項目                               | 総合計画 | 2016 年度実績値 | 2020 年度目標値 |
|---------------------------|---------------|----------------------------------|------|------------|------------|
| 環境意識を<br>たかめ、環境<br>をまもります | 環境学習機<br>会の充実 | 環境訪問出前講座実施数                      |      | 18 回       | 27 回       |
|                           |               | 環境トーク&パフォーマンスへの参加者数(発表者数と来場者数の計) |      | 690 人      | 1050 人     |
|                           | 協働による環<br>境保全 | *クリーン塩尻パートナー制度への登録団体数            |      | 44 団体      | 48 団体      |
|                           |               | *エコ・ウォークの参加者数                    |      | 1,596 人    | 1,850 人    |
|                           |               | *景観育成住民協定地区数                     |      | 2 地区       | 3 地区       |
|                           |               | 緑化整備総面積                          |      | 11.3ha     | 12.0ha     |

### 基本理念 1 地球環境に配慮したまちをつくる

| 施策の方向性                  | 施策                       | 項目                                  | 総合計画 | 2015 年度推計値 | 2020 年度目標値 |
|-------------------------|--------------------------|-------------------------------------|------|------------|------------|
| 地産地消型<br>地域社会へ<br>転換します | 省資源・*省<br>エネルギー<br>の促進   | 全市域から排出される二酸化炭素の推計排出量（按分法により推計した値）  | ○    | 741,410t   | 701,317t   |
|                         |                          | 項目                                  | 総合計画 | 2016 年度実績値 | 2020 年度目標値 |
|                         |                          | *塩尻環境スタンダードへの認証・登録件数(累計)            |      | 41 件       | 46 件       |
|                         | *再生可能エ<br>ネルギー等<br>の有効活用 | *固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入件数      |      | 2,884 件    | 3,100 件    |
|                         |                          | 再生可能エネルギーを自宅で活用していると回答した市民の割合「市民指標」 | ○    | 23.3%      | 27.3%      |
|                         |                          | 薪・*ペレットストーブ等の設置件数（設置補助金累計交付件数）      | ○    | 151 件      | 230 件      |

基本理念2 資源を有効に活用するまちをつくる

| 施策の方向性            | 施策            | 項 目                                          | 総合計画 | 2016 年度実績値 | 2020 年度目標値 |
|-------------------|---------------|----------------------------------------------|------|------------|------------|
| ごみの減量とリサイクルを促進します | ごみ減量の促進       | 家庭系もえるごみ量<br>(市民1人1日あたり)                     | ○    | 329g/人日    | 324g/人日    |
|                   |               | 事業系もえるごみ量                                    | ○    | 7,052t/年   | 6,353t/年   |
|                   | 再使用・再生利用の促進   | ごみの資源化率                                      | ○    | 27.7%      | 31.0%以上    |
|                   |               | ごみの減量に向けた分別やりサイクルが盛んであると感じる市民の割合「市民指標」       | ○    | 69.2%      | 75.0%      |
|                   | ごみ処理施設の適正な運営  | ごみの年間最終処分量                                   |      | 1,447t     | 1,249t     |
| 森林や農地の利活用を促進します   | 森林の管理・環境整備の推進 | 市有林及び民有林が整備された面積                             | ○    | 156ha      | 300ha      |
|                   |               | 山のお宝ステーション事業登録者数                             |      | 94 人       | 100 人      |
|                   |               | 子どもが木と触れ合い、遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合「市民指標」 | ○    | 32.9%      | 36.0%      |
|                   | 農業の*多面的機能の保持  | 荒廃農地の面積                                      | ○    | 17.5ha     | 15.0ha     |

基本理念3 安心して生活できる環境をまもる

| 施策の方向性        | 施策          | 項 目                       | 総合計画 | 2016 年度実績値                     | 2020 年度目標値                          |
|---------------|-------------|---------------------------|------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 良好な生活環境をまもります | 生活公害の防止     | 河川における BOD の環境基準の達成率      |      | 85.7%                          | 92%                                 |
|               |             | 項 目                       | 総合計画 | 2017 年度実績値                     | 2020 年度目標値                          |
|               |             | *ダイオキシン類濃度の計測値            |      | 0.019<br>pg-TEQ/m <sup>3</sup> | 0.03<br>pg-TEQ/m <sup>3</sup><br>以下 |
|               | 生活環境の保全促進   | 項 目                       | 総合計画 | 2016 年度実績値                     | 2020 年度目標値                          |
|               |             | 不法投棄物総重量                  |      | 28,633kg                       | 23,000kg                            |
|               | 美しい景観の保全・形成 | *重要伝統的建造物群保存地区の延べ修理・修景実施数 |      | 54 件                           | 70 件                                |

基本理念 4 ふるさとの自然をまもる

| 施策の方向性       | 施策         | 項 目                     | 総合計画 | 2016 年度実績値 | 2020 年度目標値 |
|--------------|------------|-------------------------|------|------------|------------|
| 多様な生態系をまもります | 身近な自然環境の保全 | アレチウリ等駆除年間実施面積          |      | 1.5ha      | 2.85ha     |
|              |            | *里地里山保全地域指定数            |      | 7箇所        | 8箇所        |
|              | 自然公園等の保全   | 「みんなで守ろう高ボッチ高原の自然」の参加者数 |      | 120人       | 170人       |